

綾瀬市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、被災農業者向け経営体育成支援事業（以下「支援事業」という。）を実施し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号。以下「実施要綱」という。）、令和元年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）の実施について（令和元年度8月から9月の前線に伴う大雨及び台風19号等）（令和元年12月10日付け元経営第1970号。）、神奈川県被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要綱（令和2年1月23日施行。以下「県交付要綱」という。）、神奈川県被災農業者向け経営体育成支援事業事務取扱要領（令和2年1月23日施行。以下「県事務取扱要領」という。）及び綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 補助の対象となる補助対象事業、補助対象経費及び補助額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、気象災害等による農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体であつて、農産物の生産に必要な施設等について、気象災害等による農業被害を受けた旨の証明を市長から受けたものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、市長が定める日までに、規則第4条に定める補助金等交付申請書を市長に提出するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占

める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(決定の通知)

第5条 規則第7条の規定による通知は、綾瀬市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(第1号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 補助金の交付は、原則として精算払とする。ただし、補助事業の円滑な推進を図る上で必要と認められるときは、概算払により補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は規則第11条第2項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出するものとする。

3 第1項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする者は、交付申請書にその理由を記載した書類を添付するものとする。

(変更の承認)

第7条 前条第1号又は第2号の規定による市長の承認を受けようとするときは、綾瀬市被災農業者向け経営体育成支援事業変更(中止)承認申請書(第2号様式)に変更又は中止の内容及び理由を記載し市長に提出しなければならない。

(着工)

第8条 事業の着手は、原則として第6条の交付の決定に基づき行うものとし、補助対象者は、工事に着手したときは、速やかに規則第10条に規定する事業着手届を市長に提出しなければならない。ただし、補助対象者が交付の決定前に着手する場合にあっては、その理由を明記した綾瀬市被災農業者向け経営体育成支援事業に係る交付決定前着手届(第3号様式)を市長に提出するものとし、この場合においては、補助対象者は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにしたうえで行うものとする。ただし、被災支援計画の承認前に事業に着手したものにあってはこの限りではない。

(竣工)

第9条 補助対象者は、事業が完成した場合には、速やかに規則第10条に規定する事業完成届に次に掲げる書類を添付し市長に届けるものとする。ただし、被災支援計画の承認前に事業が完成している場合にあっては、第5条の通知の受理後速やか

に事業完成届を市に届け出るものとする。

- (1) 事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し等）
- (2) 事業の終了を確認できる現場写真
- (3) その他市長が必要と認める書類
（申請の取下げのできる期間）

第10条 規則第8条第1項の規定による市長の定める期日は、交付の決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 収支決算書又はこれに代る書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定）

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告書後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除税額報告書（第4号様式）により、速やかに市長に対して報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第13条 規則第15条第2号の規定による市長が指定する機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

2 規則第15条ただし書の規定による市長が別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

（施設等の管理運営）

第14条 補助対象者は、支援事業により整備した施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するよう努めるものとする。また、復旧した施設が園芸施設共済の引き受け対象となる施設以外の施設等である場合は、再度の被災等に備え、損害保険等への加入に努めるものとする。

2 補助対象者は、支援事業により整備した施設等の管理状況を明確にするために県交付要綱に定める財産管理台帳（第5号様式）を備えおくものとする。

3 補助対象者は、支援事業により整備した施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

（災害の報告）

第15条 補助対象者は、支援事業により整備した施設等が、処分制限期間内に天災その他の事故により損傷又は亡失したときは、速やかに施設財産の損傷（亡失）届（第6号様式）により市長に報告するものとする。

（増築等に伴う手続き）

第16条 補助対象者は、支援事業により整備した施設等の移転、更新または生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届（第7号様式）により、市長に報告するものとする。

（書類の整備等）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支を明確にした帳簿を備え証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、関係書類を整備保管しておかなければならない。

3 第1項に規定する証拠書類については、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間、前項に規定する関係書類については対象財産の処分制限期間を経過する日までの間、それぞれ保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第18条 規則及びこの要綱の規定により市長に提出する書類の部数は原本1部とする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月18日より施行する。

(準備行為)

2 県実施要領第4の1で定める被災農業者経営支援計画書の承認に必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができるものとする。

(経過措置)

3 平成30年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助額
<p>(1)強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号。以下「実施要綱」という。）第2の3の（2）に規定する事業</p>	<p>実施要綱別表1のⅡメニュー欄の2の（1）に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>実施要綱別記2Ⅲ第2の1により算定した額及び神奈川県被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要綱（令和2年1月23日施行）別表第1によりにより算定した額（以下この項において「県補助額」という。）に県補助額と同額を上乗せした額とする。</p>

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

㊟

年 月 日付けで申請のあった綾瀬市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない（理由 ）
2 補助事業の名称	綾瀬市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金
3 補助金交付 決定額	円
4 補助条件	綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び綾瀬市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要綱に従うこと

第2号様式（第7関係）

綾瀬市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地

名 称

氏名又は代表者名

印

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた綾瀬市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金について、次のとおり変更（中止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の名称	綾瀬市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金	
2 総事業費 (補助対象経費)	変更（中止）前	円 (円)
	変更（中止）後	円 (円)
3 申請金額	変更（中止）前	円
	変更（中止）後	円
4 変更（中止）の理由		
5 添付書類		

第3号様式（第8条関係）

綾瀬市被災農業者向け経営体育成支援事業に係る交付決定前着手届

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名

印

このことについて、次の条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、交付決定前着手届を提出します。

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を受けた場合、これらの損失は、自らが負担する。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がない。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

整備内容	総事業費	着手予定 年月日	竣工予定 年月日	交付決定前着手の理由

第4号様式（第12条関係）

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名

印

年 月 日付で交付決定を受けた綾瀬市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---------------------------|------|--------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無（いずれかを選択） | 有 | ・ 無 |
| （2で「無」を選択の場合は以下不要） | | |
| 3 仕入控除税額の計算方法（いずれかを選択） | 一般課税 | ・ 簡易課税 |
| （3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要） | | |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

第5号様式（第14条関係）

財 産 管 理 台 帳

氏名又は代表者名 _____

地区名		事業実施年度		事業名		綾瀬市被災農業者向け経営体育成支援事業								
事業の内容			工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量 (面積等)	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
						補助金額	融資額	自己資金	その他					

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

第6号様式（第15条関係）

施設財産の損傷（亡失）届

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名

㊟

このことについて、 年度綾瀬市被災農業者向け経営体育成支援事業において整備した次の施設について損傷（亡失）したので届け出ます。

1 事業種目及び事業費	
2 地区名、施設の所在地、構造及び規格、規模等	
3 取得年月日	
4 被害の程度	
5 損傷又は亡失の原因	
6 損害見積価格及び復旧可能のものについては復旧見込額	
7 当該施設の保全又は復旧のために採った応急措置	
8 その他（災害復旧計画及び資金計画）	
9 添付資料	(1) 支援計画書等の写し (2) 財産管理台帳の写し (3) 管理運営規程 (4) その他市町村長が必要と認める書類

第7号様式（第16条関係）

施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名

㊟

このことについて、 年度綾瀬市被災農業者向け経営体育成支援事業で取得又は効用等が増加した施設等を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、次のとおり届け出ます。

このことについて、 年度綾瀬市被災農業者向け経営体育成支援事業で取得又は効用等が増加した施設等を増築（模様替え、移転、更新等）したいので届け出ます。

- 1 助成対象者名
- 2 増築の理由
- 3 増築等に係る施設等の概要
 - (1) 地区名及び取組名
 - (2) 事業実施主体名
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 施設等の構造、規格、規模等
 - (5) 事業費
 - ア 交付金
 - イ その他の負担額

(6) 取得年月日

4 増築等の概要 (例)

(1) 増築等

増築鉄骨スレート葺 m² 事業費 千円

増設 ライン 箱/日処理事業費 千円

(2) 事業費の負担区分

(3) 着工予定時期

(4) 増築等の効果

添付資料

- 1 当初実施計画書又は支援計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他地方農政局長等が必要と認める書類